

防衛施設周辺住宅防音事業で設置した不正な防火設備(樹脂製窓)に係る今後の対応について

平成21年1月9日、(株)エクセルシャノンほか4社が防火設備(樹脂製窓)の準遮炎性能試験^(注)等において、申請した仕様と異なり、試験結果に有利となるよう、窓枠等の内部における遮炎材の増量等をした不正な試験体を使用して試験に合格し、建築基準法に基づく性能評価を受け、国土交通大臣の認定を受けていたこと等が新聞等で報道され、該当する5社のうち(株)エクセルシャノン社の製品が当省の住宅防音事業で使用されていることが確認されました。

(注)片面20分間の加熱に対し、非加熱面側に火炎が噴出しないことを確かめる試験

防衛省では、当該メーカーを含む関係機関と調整した結果、今般、建築基準法に基づく防火性能を有した建具等に、同メーカーの責任において、改修することになりました。

なお、対象となる方については、当局防音対策課から別途、文書でご連絡させていただくとともに、具体的な工事の内容及び日程等については、当該メーカーから連絡します。

本件についてのお問い合わせは、北海道防衛局企画部防音対策課(電話番号011-272-7569)までお願いします。

なお、防火設備(樹脂製窓)の製品についてのお問い合わせは、下記をお願いします。

お問い合わせ先：

株式会社エクセルシャノン シャノンウインド防耐火グレードご相談窓口

0120-005-211(フリーダイヤル)

受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日は除く)